

各府省の復興施策の取組状況の取りまとめー公共インフラ以外の復興施策ー

復興施策	担当府庁					期待される効果・達成すべき目標
		これまでの取組状況	当面(今年度中)の取組	予算措置状況	中・長期的(3年程度)取組	
(1)災害に強い地域づくり						
④被災者の居住の安定確保						
(ii 関連) 個人版私的整理ガイドラインの運用支援	金融庁	○ 平成23年度より、東日本大震災の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者(個人債務者)の債務整理を円滑に進めるため、民間の自主ルールである「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成23年7月15日策定)の運用支援として、被災した債務者が、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等を補助するとともに、同ガイドラインの周知広報を実施 ○ 平成28年度においても、被災した債務者が個人版私的整理ガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等を補助するとともに、マスメディアを活用したガイドラインの周知広報を実施したほか、地方公共団体、弁護士会、金融機関、個人版私的整理ガイドライン運営委員会等と連携した無料相談会等を実施 ○ これまでに、1,357件の債務整理が成立(29年6月30日時点)	○ 被災した債務者が個人版私的整理ガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等の補助 ○ 個人版私的整理ガイドライン運営委員会等と連携した周知広報を引き続き実施	○ 個人債務者私的整理支援事業費補助金及び被災者支援施策に係る周知広報経費 33百万円【復興特会】	○ ガイドラインに基づく債務整理が円滑に進むよう、適切に運用支援を実施	○ ガイドラインの運用支援を引き続き実施することにより、ガイドラインによる債務整理が円滑に進み、被災者の方々が新たな生活に向けて再スタートを切る一助となることが期待される。 ○ なお、当該施策は民間当事者間の合意によるものであることから、定量的効果を示すことは困難。
(i)、(v) 木造の長期優良住宅等の供給	国土交通省	○ 平成21年度補正予算(第1号)、平成22年度当初予算及び補正予算(第2号)、平成23年度当初予算、中小住宅生産者により供給される地域材等を活用した木造の長期優良住宅の建設に対する補助を全国で実施。 ○ 平成23年度補正予算(第3号)により、東日本大震災の被災地において同様の補助を実施。 ○ 平成24年度～平成28年度当初予算及び平成26年度～平成28年度補正予算により、地域材等資材供給から設計・施工に至る関連事業者からなるグループによる木造の長期優良住宅等の建設等に対する補助を全国で実施。	○ 東日本大震災の被災地をはじめとした全国の各地域において、地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、流通事業者、建築士、中小工務店等が連携して取り組む木造の長期優良住宅、ゼロ・エネルギー住宅、性能向上計画認定住宅及び認定低炭素住宅並びに認定低炭素建築物等の一定の良質な建築物(非住宅)の建設等に対して補助を実施。	・地域型住宅グリーン化事業 15億円の内数(平成28年度第2次補正予算) ・地域型住宅グリーン化事業 114億円の内数(平成29年度予算)	○ 引き続き、地域の木造住宅関連事業者の連携による良質な木造住宅の供給促進に取り組む。	○ 将来にわたって継続される、地域における木造住宅生産・維持管理体制が構築されるとともに、被災者の恒久的な住まいの確保にも資する。

(iv, ii 関連) 災害復興住宅融 資等の実施	国土交通 省	○（独）住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融 資（災害復興宅地融資を含む。）において融資金利 の引下げ（当初5年間は0％等）等の実施。 受理件数：18,293件 実行件数：14,780件（平成29 年3月末時点） ○（独）住宅金融支援機構の既往貸付者に係る返 済期間等の延長及び払込猶予期間中の金利引下 げ措置の実施。 承認件数：6,184（平成29年3月末時点） ○（独）住宅金融支援機構の既往貸付者に係る 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に 沿った既往債務の負担軽減のための適切な措置を 実施。 債務整理の同意件数：355（平成29年3月末時点）	○ 引き続き、制度の周知 徹底を図り、利用者のニー ズを踏まえながら、適確に 上記の措置を実施する。	—	○ 引き続き、制度の周知 徹底を図り、利用者のニー ズを踏まえながら、適確に 上記の措置を実施する。	○ 災害復興住宅融資等に より、被災者の自力での住 宅の再建等を支援。
---------------------------------	-----------	--	---	---	---	---